

○草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

平成4年9月21日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父が監護し、かつ、その児童と生計を同じくする又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 母が監護しない又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当するものを除く。）
- (3) 父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）又は父がない前項各号に掲げる児童（同項第2号に該当するものを除く。）

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をして

いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法をいう。

6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の2分の1に相当する額、法令又はそれに準ずる規定による給付並びに保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

（平13条例14・平17条例19・平18条例41・平20条例6・平20条例21・平21条例20・平22条例19・平24条例6・一部改正）

（対象者）

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童

2 前項の対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となる場合においては、次の各号の者は対象者としな

(1) 父及び母のいずれもが対象者となるとき、又は父及び養育者のいずれもが対象者となるとき

(2) 母及び養育者のいずれもが対象者となるとき

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 規則で定める施設に入所している者

(4) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

(5) 規則で定める他の医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者

(平10条例22・平13条例14・平17条例19・平20条例21・平21
条例20・平22条例19・平24条例6・平26条例27・一部改正)

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者としなない。

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (3) 前2号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則で定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(平13条例14・平17条例19・平22条例19・一部改正)

(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家族に属する対象者について、市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項において対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(支給の範囲)

第6条 市は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金から次の各号に規定する自己負担金を控除した額(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)を支給する。ただし、受給者の責(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額につきひとり親家庭等医療費の対象としない。

- (1) 次号に規定するもの以外(外来)の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに同一月

につき 1, 000 円

(2) 入院の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに1日当たり1, 200円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものからは、前項各号の自己負担金を控除しない。

(1) 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されないとき（所得の申告をしないことにより市町村民税が課されていない場合を除く。）又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている旨の申請があつたときの当該対象者に係る一部負担金

(2) 薬局における一部負担金

(3) 治療用装具の製作費に係る一部負担金

（平6条例11・平9条例21・平12条例43・平13条例14・平17条例19・一部改正）

（支給の方法）

第7条 市長は、受給者からの申請に基づきひとり親家庭等医療費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、受給者に代わってひとり親家庭等医療費を当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた受給者に対しひとり親家庭等医療費の支給があつたものとみなす。

（平14条例32・一部改正）

（届出義務）

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家族に属する受給者の現況について、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（譲渡及び担保の禁止）

第9条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(平17条例19・追加)

(支給費の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(平17条例19・旧第10条繰下・一部改正、平20条例21・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

(平17条例19・旧第11条繰下)

附 則

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前の医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定は、平成9年9月1日（以下「適用日」という。）以後の診療に係る一部負担金の額から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額については、なお従前の例による。

3 適用日から平成11年3月31日までの間における改正後の条例第6条の規定の適用

については、同条第２号中「老人保健法第２８条第１項第２号に規定する一部負担金に相当する額」とあるのは、適用日から平成１０年３月３１日までの間は「１日につき１，０００円」と、平成１０年４月１日から平成１１年３月３１日までの間は「１日につき１，１００円」とする。

附 則（平成１０年条例第２２号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の草加市乳幼児医療費支給に関する条例、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例、草加市老人医療費の支給に関する条例及び草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、平成１０年１月１日から適用する。

附 則（平成１２年条例第４３号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成１３年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例の施行前の医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成１３年条例第１４号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成１４年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成１４年１月１日以後のひとり親家庭等の医療費について適用し、同日前のひとり親家庭等の医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成１４年条例第３２号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成１５年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成１５年１月１日以後の医療に要したひとり親家庭等医療費について適用し、同日前の医療に要したひとり親家庭等医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成１７年条例第１９号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定による改正後の草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後の医療に要したひとり親家庭等医療費について適用し、同日前の医療に要したひとり親家庭等医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成18年10月1日以後の医療に要したひとり親家庭等医療費について適用し、同日前の医療に要したひとり親家庭等医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第2条の規定による改正後の草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後の医療に要したひとり親家庭等医療費について適用し、施行日前の医療に要したひとり親家庭等医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例、草加市子ども医療費支給に関する条例、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例及び草加市交通災害共済条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年条例第20号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成22年条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第5条第1項の規定により受給者証の交付を受けている者（ひとり親家庭の父及び児童のうち、父がその児童と生計を同じくしないものに限る。）については、施行日から平成22年12月31日までの間は、改正後の第5条第1項の規定により受給者証の交付を受けている者とみなす。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第27号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。